

都道府県赤字削減・解消計画書

(平成31年度から平成36年度まで6ヶ年計画)

都道府県名
鹿児島県

赤字削減・解消のための都道府県の基本方針 (都道府県の国民健康保険運営方針を転記することも可)		赤字削減・解消のための具体的取組内容 (市町村の取組を総括して記載することも可)							
<p>【H29.11月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】</p> <p>・国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出を保険料(税)や国庫負担金などにより賄うことにより、国保特別会計において収支が均衡していることが重要である。</p> <p>・このため、市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用については、計画的・段階的に解消を図っていく。</p>		<p>【H29.11月鹿児島県国民健康保険運営方針 抜粋】</p> <p>・平成30年度決算で、解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって、平成32年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、平成31年度中に、赤字解消の目標年次、赤字解消のための計画的・段階的な保険料(税)率の引上げ等を含めた取組に係る健全化計画を策定し、計画的に取組を進める。</p> <p>・赤字の解消又は削減については、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいものであるが、被保険者の保険料(税)負担の急変を踏まえ、単年度での赤字の解消が困難な場合は、概ね5年度以内の計画を策定して段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるなど、市町村の実態を踏まえて、その目標を定める。</p> <p>・赤字市町村が健全化計画を策定するに当たっては、市町村国保運営協議会等の意見等を踏まえた上で、実効性のある計画となるよう留意する必要がある。</p> <p>・赤字市町村については、目標年次までに各市町村の保険料(税)率を各市町村の算定基準に基づく標準的な保険料(税)率に近づけていくこと、又は一定期間標準的な保険料(税)率を超える保険料(税)率を設定することで、単年度の赤字を解消する計画を立てる必要がある。</p> <p>・平成29年度から着手できる赤字解消に向けた取組については平成29年度から計画的に着手する。</p> <p>・県は、赤字市町村が行う計画策定に当たり、随時、技術的助言を行うとともに、市町村から報告を受けた計画のうち目標年次や主な取組等について、運営方針に基づきこれを取りまとめ別途公表する。</p>							
保険者名 (市町村)	赤字額	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	市町村の主な取組内容
		年 度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	
東串良町	30,000 千円	赤字削減予定額 (率)	10,000 千円 33.3 %	10,000 千円 33.3 %	10,000 千円 33.3 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	(1)医療費適正化の推進 ①医療費通知(年6回) ②後発医薬品使用促進通知(年4回) ③第三者行為求償の強化 ④重複・頻回受診者及び重複・多剤服薬者への取組 (2)保健事業の推進 ①特定健康診査及び特定保健指導実施率の維持・向上 ②疾病の発症・重症化予防(糖尿病等) ③がん検診等の受診率向上 (3)国民健康保険税の徴収率の向上 ①滞納者への督促通知 ②資格者証の交付
和泊町	60,000 千円	赤字削減予定額 (率)	60,000 千円 100.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	国保運営方針に基づき、国民健康保険の医療に要する費用及び将来の見通しを立て、事業運営に必要かつ適正な保険料率の設定、収納対策の強化、レセプト点検の充実強化及び第三者行為求償事務や過誤調整の取組強化等による医療費の適正化の取組により、法定外繰入を行わない事業運営を計画的に実施する。
県計	90,000 千円	赤字削減予定額 (率)	70,000 千円 77.8 %	10,000 千円 11.1 %	10,000 千円 11.1 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	0 千円 0.0 %	

上記のとおり赤字削減・解消計画書を提出します。
平成31年4月16日

鹿児島県

鹿児島県知事 三反園 訓

印